

質問回答書(江別市移住促進パンフレット等作成業務)

No.	質問項目	質問内容	回答
1	参加申込手続について	業務実績書(様式3)、記載要領2の「成果品1部」は、審査員の人数分必要ですか。	・業務実績書に添付する成果品は、各1部で構いません。 (審査員の人数分は必要ありません)
2	企画提案書類の提出について	実施要領8(1)①企画提案書(任意様式)には枚数制限がありますか。	・枚数制限はありません。
3	企画提案書類の提出について	実施要領8(1)②デザイン案(任意様式)は原寸出力が必要ですか。	・サイズは問いません。
4	企画提案書類の提出について	実施要領8(1)②デザイン案(任意様式)は、表紙とその他数ページで問題はありませんか。	・表紙と、その他数ページで問題ありません。
5	企画提案書類の提出について	実施要領8(1)③使用する紙のサンプルの提出は1セットでよろしいでしょうか。	・紙のサンプルは、提出書類(①企画提案書、②デザイン案、③紙のサンプル、④見積書)の一部ですので、正本1部、副本6部それぞれに添付してください。 ・紙のサンプルを複数パターン提案することも可能です。その場合も、正本1部、副本6部それぞれに添付してください。
6	企画提案書類の提出について	実施要領8(1)④見積書は代表印を押印した原本1部でよろしいでしょうか。また、企画提案書にも見積書(押印無し)は必要でしょうか。	・見積書は、提出書類(①企画提案書、②デザイン案、③紙のサンプル、④見積書)の一部ですので、正本1部、副本6部にそれぞれ添付してください。 ・見積書に押印の有無は問いません。
7	企画提案書類の提出について	実施要領8(1)提出書類ですが、正本と副本の違いはありますか。	・実施要領8(1)①に記載のとおり、企画提案書の表紙に、企画提案書類提出届(様式5)を添付し、押印したものを正本、正本を複写したものを副本としてください。 ・企画提案書類提出届以外の提出書類については、正本・副本の違いは特にありません。
8	企画提案書類の提出について	書類審査時の提出物は、企画書に限りますでしょうか。	・7月3日(月)午後5時までに、提出書類(①企画提案書、②デザイン案、③紙のサンプル、④見積書)を全て提出してください。提出書類の全てを書類審査の対象とします。

質問回答書(江別市移住促進パンフレット等作成業務)

No.	質問項目	質問内容	回答
9	企画提案書類の提出について	デザイン案の原寸の束見本を一緒に提出してもよろしいでしょうか。また、プレゼンテーション審査時に束見本を持参しても問題ございませんでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書は様式任意ですので、その一部として束見本を提出することは問題ありません。 ・プレゼンテーション審査時に追加書類として配付することはできません。
10	写真や文章の提供について	仕様書4(1)③に記載されている「江別市は既存資料の提供など、受託者の業務の遂行に協力するものとする。」について、現パンフレット、HPやSNS等に使用されている写真や文章についてもご提供いただけるという認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現パンフレット「えべつのはじかん」、リーフレット「えべつのはらし」で使用している画像は提供できませんが、施設や風景などの市が保有している写真、文章については提供可能です。
11	移住者及び子育て世帯の紹介について	仕様書4(3)③・④について、移住者及び子育て世帯の方をご紹介頂けますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・市から紹介することも可能ですが、移住者や子育て世帯などの協力者確保策を含めた提案を歓迎します。
12	パンフレット名称について	仕様書4(5)パンフレットの名称は本冊子・ダイジェスト版共通でよろしいですか(同じ名称か否か)。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書4(5)に記載のとおり、「統一した名称」を提案してください。
13	紙質について	仕様書5に記載されている紙質について、紙質の同等以上は何を基準にするのが好ましいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・価格、厚さ(重さ)、質感、手触り等を総合的に勘案し、ターゲットである子育て世代、若年層が手に取って開きたくなる魅力を備えたパンフレットに相応しい紙質で提案してください。
14	冊子の開き方について	仕様書5に記載されている規格について、B5の指定はございましたが、縦開きか横開きか見せ方の指定はございますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・開き方の指定はありません。
15	協力者への謝金について	インタビュー協力者に謝金を支払うことは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料の一部を活用し、業務受託者からインタビュー協力者へ直接謝金を支払うことは問題ありません。